

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ◇ 保険金の収益計上時期

**Q** : 当社は、万一の場合に備え、使用人を被保険者とし、死亡保険金の受取人を会社とする定期保険に加入していました。

この度、使用人が不慮の事故により死亡し、当社は保険金を受け取ることになりましたが、この保険金の収益計上時期は、実際に保険金を受け取った日となるのでしょうか。

**A** : 保険会社から支払通知を受けた日に収益に計上することになります。

### 【解説】

法人が役員又は使用人を被保険者とし、生命保険に加入している事例は数多くあります。

法人が保険金受取人となっている場合、その保険金の収益計上時期として認識される日は、保険契約の内容によっても異なりますが、通常、次の4つの時期が考えられます。

- (1)被保険者の死亡時(またはその事実を知った日)
- (2)保険会社に通知(請求)した日
- (3)保険会社から支払通知を受けた日
- (4)保険金の支払を受けた日

このうち、(1)については、保険金が支払われる1つの要件を具備したにすぎず、(2)についても、支払われるかどうかは、保険会社の調査等の後に決定されるところから、原則として、保険金を受け取ることが明らかとなる(3)において収益に計上するのが、相当と思われます。

